

令和4年8月26日

履歴証明サービス手数料改定について

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

当財団では、平成17年4月の優良性評価制度の施行に伴い、平成18年10月から、公表情報の履歴を記録し証明する履歴証明サービスを開始しました。その後、平成23年4月に優良産廃処理業者認定制度が施行されてからは、認定基準の一つである「事業の透明性」の公表情報の管理等に引き続きご活用いただき、厚く御礼を申し上げます。

ところで、私共はこれまで本サービスの提供を継続するために、その都度システムの機能追加や改良を重ねるとともに、IT技術進展に伴うファイル容量やデータ量の増加に対応し得るようシステム規模も拡大してまいりました。さらに、昨年10月には、システムの安定性確保のため、クラウド化を実施したところでございます。

一方、当サービスの手数料につきましては、平成18年10月のサービス開始以来、当初の料金価格のまま据え置いてまいりましたが、こうしたコストの増加から、誠に不本意であります。本年10月からやむなく、下表のとおり、料金の改定をさせていただくことにいたしました。

産廃振興財団におきましては、今後とも産業廃棄物分野のデジタル化と効率化に貢献できますよう、サービス向上に一層努めてまいります。皆様におかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

| | | |
|-----------------|----------|-------------|
| 履歴証明サービス 手数料 | 現行 | 令和4年10月1日以降 |
| | 年1万円（税込） | 年3万円（税込） |

〔備考〕履歴証明サービスの延長の申し込みは、有効期限の1か月前から可能になっています。このため、10月中に有効期限を迎える利用者様が9月中に延長の申し込みをされる場合は、次の1年間は現行料金を適用させていただくことにします。